

開設許可申請について【診療所（無床）】

◎《開設者が個人の場合》**診療所開設届**（手数料：なし）（開設後 10 日以内）

【添付書類】

- 敷地の平面図（縮尺 200 分の 1 以上）
- 敷地周囲の見取図（縮尺 3,000 分の 1 以上）
- 建物の平面図（縮尺 200 分の 1 以上）
- 定款・寄附行為又は条例（写し）
- （麻酔科標榜の場合）勤務医師の麻酔科標榜許可書（写し）
- 管理者の医師（歯科医師）免許証・※臨床研修修了登録証（写し）

※医師の場合は平成 16 年 3 月 31 日、歯科医師の場合は平成 18 年 3 月 31 日以降に免許の申請を行った者

- その他の医療従事者の免許証（写し）
- 不動産登記簿謄本
（第三者から借りる場合：賃貸借登記をすることが望ましい。）
：賃貸契約書（賃料・契約期間等が適正）

【許可申請後の手続き】

（別途、麻薬関係手続き、エックス線装置等の手続きがあります。）

開設届出済証交付 → **【現地検査】**